

山形県労福協発第 55 号  
2015年11月19日

山形県知事 吉村 美栄子 様

一般社団法人 山形県労働者福祉協議会  
理事長 岡田 新一

(関係団体及び代表者)

日本労働組合総連合会山形県連合会	会長	岡田 新一
東北労働金庫山形県本部	本部長	大泉 敏男
山形県勤労者共済生活協同組合	本部長	熊澤 年啓
山形県労働者住宅生活協同組合	理事長	小口 裕之
山形県生活協同組合連合会	会長理事	松本 政裕
(一社) 山形県勤労者福祉センター	理事長	岡田 新一
(公財) 山形県勤労者育成教育基金協会	理事長	大泉 敏男
(一社) 山形県経済社会研究所	理事長	岡田 新一

### 県政の勤労者福祉拡充に関する要請

県政の発展と県民生活向上のため、ご尽力されていますことに敬意を表します。

日頃より、私どもの労働者福祉運動の全般に対し、特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標題について、以下の内容でご要請を申し上げますので、その実現に向けてご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

# 要 請 項 目

## 1. 協同組合の支援強化と育成・発展に向けた県民への周知について

2012 国際協同組合年の取り組みを踏まえて、隣国韓国では、2012 年 12 月に「協同組合基本法」を施行、また、ソウル市では 2013 年 3 月に「協同組合活性化支援条例」を施行し、協同組合に対して積極的な支援を行っています。

日本では、2012 年 1 月 31 日に、国際協同組合年全国実行委員会が首相官邸を訪問し、藤村修内閣官房長官に対して、「協同組合憲章」の制定を要望いたしました。実現できていません。山形県において、「自主・自立」、「民主的運営」を基本に組合員の出資・運営参加により事業を実施する協同組合が社会の中で広く認知され、持続的に役割を発揮できるよう、支援を継続的に行うことを要望します。

- (1) 山形県広報での活動紹介、県内の協同組合の統一的な統計調査、学校教育における協同組合に関する授業の強化などに取り組むこと。
- (2) 県民に対して協同組合の歴史・役割を周知するとともに、協同組合の育成と発展のため研修会等を開催すること。

## 2. 東日本大震災の被災者、避難者への生活支援策について

内閣府における「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」は昨年 8 月に中間取りまとめを発表しました。それによると、内閣府において、被災者支援について地方公共団体に技術的助言を行うとともに、被災者生活再建支援の在り方については、被災者を取り巻く状況・ニーズが変化している中で、災害救助法の応急修理と支援法との関係整理、「住まいの確保」等も含めた被災者に対する支援策はどうあるべきかなど、地方公共団体の意見も聞きつつ、総合的な観点から、今後も引き続き検討を行うべきであるとしています。

- (1) そのため、被災者生活再建支援法をはじめとした被災者生活再建支援制度を速やかに見直すよう、以下の点について、国に強く働きかけることを要請します。
  - ① 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも 500 万円に引き上げること。
  - ② 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。
  - ③ 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
  - ④ 自宅再建の難しい被災者に対して、賃貸住宅への入居などに係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて検討すること。
- (2) 県内に避難している方々への積極的な支援策をすすめています。特に以下の点について、引き続き取り組みを展開されるよう要請します。
  - ① 県内の地域ごとに避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供と総合相談体制を強化すること。
  - ② 避難者に対して、民間借上げ住宅の提供、就学援助、保育料減免及び高速道路の無料措置の継続と、灯油代購入補助を行なうこと。

### 3. 地方消費者行政の充実・強化について

(1) 消費者庁では 2015 年度の当初予算案において、地方消費者行政の活性化を図るため 50 億円を予算措置しました。山形県において、引き続き、消費者行政予算の確保、県内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の待遇の改善と配置増、行政処分の執行体制の強化、市町村の取組みの支援など、消費者行政の充実・強化をはかることを要請します。

(2) 昨年の県内での、オレオレ詐欺等の特殊詐欺や利殖勧誘詐欺等の被害金額は 4 億 1969 万円に上ります。被害件数も 370 件で、前年比 225 件増。被害者は 112 人で、そのうち約 60% が 60 歳以上となっています。

高齢者の消費生活の安定と向上を図るためには、「トラブルに巻き込まれないための知識を身につける」、「悪質商法の手口を知る」、「身近な消費者問題について触れる」等の教育・啓発が必要と考えます。昨年 3 月に策定した「消費者教育推進計画」の推進と市町村における「消費者教育推進計画」策定を支援すること要請します。

(3) 一般社団法人山形県労働者福祉協議会は新社会人となる高校 3 年生、短大生、専門学校生を対象に労働教育支援事業を実施していますが、合せて 20 歳になれば誰でも悪徳商法に出会うといわれている中で、消費者教育も極めて重要になってきています。

そこで労働教育と一体的に「特別授業」や「セミナー」が開催されるよう要請します。この場合、労福協派遣のボランティア講師を活用されることも併せて要請します。

### 4. 生活困窮者自立支援制度の構築と奨学金問題の是正について

(1) 本年 4 月の生活困窮者自立支援制度の施行を受けて、制度を実効あるものにしていくために、速やかに以下の対策を講じられますとともに、市町村への情報提供・調整・支援を行い、指導性を発揮されますよう要請します。

① 就労支援を促進するため、支援員の確保や体制の整備を図るとともに、福祉部局と雇用部局との連携を強め、就労の受け皿となる協同組合、NPO、企業への支援を図ること。合わせて、任意事業の「就労準備支援」「一時生活支援」「家計相談支援」「学習支援」を必須事業となるよう国に働きかけること。

② 自治体の広域連携を促進し、任意事業の実施を高められるように指導支援すること。

③ 支援対象者は、経済的困窮者に限定せず、広く手を差し伸べ、引きこもり、無業者なども含め、可能な限り社会的孤立への対応もはかること。

④ 新制度が着実に進展するよう、体制整備や人材養成などに十分な予算を確保すること。

(2) 学費の高騰と家庭収入の減少によって、大学生の二人に一人が何らかの奨学金を利用し、その 2/3 が有利子の「奨学金」という名のローンを利用しています。非正規など雇用の劣化によって卒業しても十分な収入を得られず、返済に苦しむ若者が増え、延滞者は 33 万人を超え、さらに日本学生支援機構の厳しい取り立てが社会問題化しています。そこで奨学金制度の改善に向けて以下のことについて国に働きかけるよう要請します。

① 大学等において国の給付型奨学金制度を導入し、高校も含めて拡充すること。

② 貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を作ること。

③ 県内大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

④ 山形県において地方創生枠等を十分活用し、奨学金返還支援制度等が実現されるようにすること。

## 5. 介護に関する施策の充実について

2015年介護保険制度改定に伴い市町村事業として再構築される「新しい地域支援事業」について、市町村によるアンバランスのないサービス提供をはじめ、利用者・地域住民のサービス受給の権利が引き続き保障されることが必要です。そのため、以下の点について、山形県が取り組むことを要請します。

- (1) 介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、要支援者に対する「訪問介護」「通所介護」は、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が見直され、保険者である市町村が行う「新しい総合事業」に移行する一方で、通所介護等の小規模事業者が介護報酬の引き下げにより、厳しい経営環境となっています。そのことが更なる介護従事者の職場環境の悪化や処遇悪化につながるよう指導すること。
- (2) 県内33自治体が新しい総合事業へ速やかに移行できるよう、好事例の発信など必要な措置を講じること。また、利用者のニーズにマッチした生活支援サービスが提供されるよう、協議体の円滑な運営支援、生活支援コーディネーター人材の育成、事業主体に対する財政措置等の支援策の充実を図ること。
- (3) 県内の介護事業所、介護労働者の実態調査に基づく「県介護職員サポートプログラム」がスタートし、実効ある支援策に大いに期待しているところですが、喫緊の課題である人材の育成と確保、定着と離職防止を図るために、職場環境・処遇改善を着実に進めること。合わせて若年層にやりがいのある職業であることを学校教育課程の「キャリア教育プログラム」でしっかり位置づけ、理解促進をより一層進めること。

## 6. 子育て支援の充実について

- (1) 山形県が策定している「やまがた子育て応援プラン」が総合的かつ計画的に推進され、認可保育所への入所を希望する待機児童がゼロになるなど着実に事業展開されていますが、仕事と家庭の両立の観点から、特に県内で進んでいない「病児・病後児や緊急預かり」サービスの提供が全県的に進展するように要請します。
- (2) 仕事と子育てを両立しながら、県が掲げる「合計特殊出生率 1.70」を達成するには、企業の理解と協力は不可欠であると言えます。「山形いきいき子育て応援企業」への支援策をさらに拡充するとともに、取り組みが進んでいない企業への制度の周知について積極的に取り組まれますよう要請いたします。
- (3) 今年度から子ども・子育て支援制度が施行されるのに伴い、事業所内保育施設への給付が始まります。今後県内事業所の理解が深まり、普及促進が図られ、女性が活躍できる社会となるよう要請します。
- (4) 子どもの貧困問題への対策と子育て・教育における保護者の費用負担の軽減のための施策を講ずるよう要請します。

## 7. 食品の安全・安心の確保について

- (1) 食品中における放射性物質の定点的観測並びに減衰の有無などのモニタリング活動を引き続き行うことを要請します。
- (2) 食品表示法が今年4月から施行されました。「機能性表示食品」については、機能性の根拠が弱いと考えられるものや安全性に疑問があるものも届出が受理される恐れがあります。消費者が苦情

を申し立ったり、相談できる「窓口」を明確にするよう、国に働きかけるとともに、消費者から寄せられた情報を関係省庁や国民生活センター、各地の消費生活センターや保健所等が共有し、危害発生や表示違反をすばやく見出し対応できるようにするための制度整備を要請します。

## 8. 勤労者の生活設計・保障への支援策について

- (1) 財形貯蓄制度の導入促進と融資制度の利用促進を図るために、実効性のある周知広報活動および支援策が講じられるよう要請します。
- (2) 以下の点について、国に強く働きかけるよう要請します。
  - ①非正規雇用者に対して、一般財形、財形年金、財形住宅の制度が利用しやすいように対策を講ずること。
  - ②財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を1,000万円に引き上げること。
  - ③育児および介護休業・休職期間は、積立中断期間には算入しないこと。
  - ④勤務先の都合により離職した失業者に対して、非課税適用継続期間の延長と非課税財形の払出し・解約する際の適格払出しの要件を緩和すること。

## 9. 「補助金」「委託料」の増額と「支援・対策資金」の継続措置などについて

- (1) 一般社団法人山形県労働者福祉協議会の行う事業の重要な柱で、県民の「暮らしの不安」に寄り添う「生活あんしんネットやまがた事業」の委託継続を要請します。

また、教育、調査、体育祭等の労働者福祉推進事業に対する補助金の増額がはかられますよう要請します。
- (2) 「ハローワーク」と「若者就職支援センター」、一般社団法人山形県労働者福祉協議会が受託している「山形県求職者総合支援センター」の三者の得意分野を生かしながら進めている「トータルジョブサポート」の機能を高め広げるには、相談員の増員による出張相談日の拡大が必要であり、「総合的就業・生活支援事業」の拡充を要請します。
- (3) 東北労働金庫山形県本部との提携融資制度である「労働者福祉団体等支援資金」(200,000千円＝利率0.00%)及び「貸金手当対策資金」(10,000千円＝利率0.00%)をセーフティネット貸付の意味合いから継続措置を要請します。
- (4) 公益財団法人山形県勤労者育成教育基金協会が共助の制度として実施する低利の教育ローン(ふるさと奨学ローン)に対する利子補給制度を紹介する資料の配布について、引き続き各高校の学校長、3学年学級担任の協力とご支援が得られるよう要請します。
- (5) (4)の制度をメールマガジン「労働やまがた」への定期掲載により、広く県民に周知が図られるよう要請します。
- (6) 山形県より公益財団法人山形県勤労者育成教育基金協会が2013年度から2か年に渡って受託した「就職情報発信人材育成事業」の重要性、必要性に鑑み、委託終了後の2015年度からは協会独自の公益事業として実施しています。若者の県内就職の促進、有為な人材の育成は県の重要な施策の柱であることから、県においても有効事業を行うことを要請いたします。

## 10. 環境およびエネルギー政策について

- (1) 中長期的な日本のエネルギー政策について、次の点を国に働きかけるよう要請します。

- ① 地域にある多様な資源を生かした再生可能エネルギー普及の取り組みを拡大し、2030年までに年間電力需要量の30%以上をめざすこと。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)は維持・発展させること。
  - ② 電力システム改革を通じて、消費者が電力会社やサービスメニューなどに関わる情報を容易に得られ、比較検討し、選択できるようにするために、適切な情報公開を行うこと。特に、電源構成（その電力メニューがどのような電源によって発電されたものか）について、表示のルールを定め、情報公開を義務付け、消費者・需要家が多様な選択肢(供給会社、発電源、料金、サービスなど)から選択できるように転換していくこと。
- (2) 山形県エネルギー戦略に基づく「やまがた新電力」設立に大いに期待するところですが、掲げる新たなエネルギー開発目標100万kwの実現に向け、再生可能エネルギー開発への県民の参加を推進する支援策の充実を要請します。

## 11. 家庭用エネルギー料金の透明化と灯油支援について

- (1) 2016年春からの電気料金・都市ガス料金の自由化により、すでに自由料金であるLPガス・灯油・ガソリン価格を含めて家庭用エネルギー料金がすべて自由化されます。消費者の権利を確保するため、小売業者の切り替えに伴う苦情処理、紛争処理体制の強化について、国に働きかけられますよう要請します。
- (2) 石油製品(ガソリン・灯油)については、公共料金に準じ、価格の決定過程の透明性、消費者参画の機会および価格の適正性を保つ観点からの施策を検討、実施するよう国に働きかけられますよう要請します。
- (3) 昨年同様、山形県において、低所得者・経済的弱者のための「灯油購入費助成制度」が継続されますよう要請します。

## 12. 環太平洋連携協定(TPP)の大筋合意による県民生活への影響について

山形県はTPPの大筋合意を受けて、10月21日に総合対策本部を設置し、農林水産分野に留まらず県民生活全般への影響を検証し、対応を協議するとしています。中山間地・農山村の持続可能な地域づくりをどう進めるか、地方創生の議論を進めている中、今回の合意は特に一次産業の生産者の心理や後継者の意識に大きな悪影響を与えかねない内容となっています。そのほか食品の安全基準への懸念など、県民の不安や不満を精査して頂き、政府が行う政策的手当も含めて十分説明されるよう、国に働きかけることを要請します。